

市第125号議案

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（報酬の減額）

第7条 月額の報酬を受ける特別職職員が疾病その他によりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

2 前項の規定により報酬の一部を支給しない場合においては、その月分の報酬の額に、その職責を果たすことができないと認められた日数から日曜日の日数を差し引いた日数をその月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を失った場合にあっては、その職を失った日）までの日数から日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を、その月分の報酬の額から減額する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

月額の報酬を受ける特別職職員が疾病その他によりその職責を果たすことができないと認められる場合に、その月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができることとするため、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(報酬の減額)

第7条 月額の報酬を受ける特別職職員が疾病その他によりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

2 前項の規定により報酬の一部を支給しない場合においては、その月分の報酬の額に、その職責を果たすことができないと認められた日数から日曜日の日数を差し引いた日数をその月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあっては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を失った場合にあっては、その職を失った日）までの日数から日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を、その月分の報酬の額から減額する。

(費用弁償)

第8条 第7条 (本文省略)